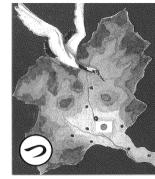




県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和元年11月15日(金) 第9750号

目次

ページ

規則

○群馬県財務規則の一部を改正する規則(会計課)

2

告示

○保安林予定森林(森林保全課)

3

○同

3

○都市計画道路の変更に係る縦覧(都市計画課)

4

落札

○落札者等の決定(警察本部会計課)

5

○同

5

■規則

群馬県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和元年十一月十五日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第二十五号

群馬県財務規則の一部を改正する規則

群馬県財務規則(平成三年群馬県規則第十八号)の一部を次のように改正する。  
別表第一教育委員会の項中「伊勢崎高等特別支援学校」を「伊勢崎高等特別支援学  
校 太田特別支援学校」に改める。

附則

この規則は、令和二年一月一日から施行する。

**■ 告 示**

## ◎群馬県告示第194号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林に指定する予定である旨の通知があった。

令和元年11月15日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 (1) 保安林予定森林の所在場所 多野郡上野村大字勝山字長淵483、487、字ソリ畑甲488、488の2、字大平537
  - (2) 指定の目的 土砂の流出の防備
  - (3) 指定施業要件
    - ア 立木の伐採の方法
      - (ア) 主伐は、択伐による。
      - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2 (1) 保安林予定森林の所在場所 渋川市小野子字富士山2178の1、2221の2
- (2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (ア) 主伐は、択伐による。
    - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県森林環境部森林保全課並びに渋川市役所及び上野村役場に備え置いて縦覧に供する。

## ◎群馬県告示第195号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林に指定する予定である旨の通知があった。

令和元年11月15日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 (1) 保安林予定森林の所在場所 沼田市利根町高戸谷字花久保1280の2
- (2) 指定の目的 水源の<sup>かん</sup>涵養
- (3) 指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所 沼田市利根町柿平字屋敷裏乙30、30の1、字水木65の2、87、字水越度107の2、字木落119の1、字川間々241の1、字中キダ244の1、245の1、乙246、246の1、渋川市赤城町三原田字中黒沢296の1、297、298の1、298の3から298の6まで、299から301まで、302の2、305の1、312、313の1、314、316の1

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字中黒沢296の1、297、298の1、298の3から298の6まで、299から301まで、302の2、305の1、312、313の1、314、316の1

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県森林環境部森林保全課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。

## ◎群馬県告示第196号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、吉井都市計画道路を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和元年11月15日

群馬県知事 山本 一 太

1 都市計画の種類及び名称 吉井都市計画道路 (1) 3・3・2号 吉井北通り線 (2) 3・3・3号 矢田岩崎線 (3) 3・4・1号 国道254号線 (4) 3・4・6号 川内池線 (5) 3・5・11号 矢田川内線

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 3・3・2号 吉井北通り線

変更する部分 高崎市吉井町地内

(2) 3・3・3号 矢田岩崎線

変更する部分 高崎市吉井町地内

(3) 3・4・1号 国道254号線

変更する部分 高崎市吉井町地内

(4) 3・4・6号 川内池線

変更する部分 高崎市吉井町地内

(5) 3・5・11号 矢田川内線

変更する部分 高崎市吉井町地内

3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課、群馬県高崎土木事務所及び高崎市都市整備部都市計画課

## ■ 落札

次のとおり落札者を決定した。

令和元年11月15日

群馬県警察本部長 松坂規生

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 GP-WAN通信回線更新整備 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県警察本部警務部会計課調度・契約係 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 落札者を決定した日 令和元年10月28日
- 4 落札者の名称及び所在地 東日本電信電話株式会社群馬支店 群馬県高崎市高松町3番地
- 5 落札金額 240,500,370円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 令和元年9月17日

次のとおり落札者を決定した。

令和元年11月15日

群馬県警察本部長 松坂規生

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 GP-WAN通信機器賃借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県警察本部警務部会計課調度・契約係 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 落札者を決定した日 令和元年10月28日
- 4 落札者の名称及び所在地 富士通リース株式会社関東支店 埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目11番地20
- 5 落札金額 290,378,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 令和元年9月17日

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111